

「組織的犯罪処罰法改正案」に対して意見書を提出 新宗連信教委

監視強化による「信教の自由」侵害に強い懸念示す



山口本部長⑤に意見書の趣旨を説明する本山委員長⑥

新宗連信教の自由委員会（信教委、本山一博委員長）は6月5日午後4時、東京都千代田区の自由民主党本部を訪れ、安倍晋三内閣総理大臣宛ての『「組織的犯罪処罰法改正案」に関する意見書』を、本山一博委員長が自由民主党組織運動本部長の山口泰明氏に手交した。意見書は山口本部長を通して、安部総理に提出される。

同意見書は「組織的犯罪処罰法改正案」（テロ等準備罪／共謀罪）について、同法案第6条にある「組織的犯罪集団」「計画」及び「準備行為」といった文言の定義の曖昧さを指摘。また、その定義の曖昧さから、捜査機関や政府などの恣意的な利用が可能であり、「組織的犯罪集団」と、ある宗教団体がみなされることで監視が強化され、自由な宗教活動（「信教の自由」）に制限が課される可能性に対し、「強い恐れ」と「懸念」を表明している。

結文では「民主主義国家である日本において、基本的人権の基（もと）である『信教の自由』が侵害される、という歴史が繰り返されることがなきよう」、法案が慎重に取り扱われることを強く求めている。

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

「組織的犯罪処罰法改正案」に関する意見書

私ども新日本宗教団体連合会（新宗連）は、昭和26年の結成以来、「信教の自由」の堅持を柱として活動を続けて参りました。これらの活動を踏まえ、今般、審議されておられます「組織的犯罪処罰法改正案」（以下、本法案）に関して、強い懸念と意見を申し上げます。

本法案に対して、様々な懸念が、国内外から表明されていますが、私どもは、日本国憲法第20条が保障する「信教の自由」の堅持という観点から、本法案第六条における「組織的犯罪集団」「計画」及び「準備行為」の定義の曖昧さと、本法案による監視の強化の可能性に関して強い恐れを抱いております。

「計画」及び「準備行為」の定義が曖昧であることに加え、当該事実を立証するためには、事前に相当な監視が必要となります。そのため、ある行為を恣意的に「計画」ないしは「準備行為」と解釈し、不当な監視が行われる可能性を否定することはできません。ま

た、「組織的犯罪集団」の定義も曖昧なため、宗教団体を含む特定の団体を監視するための口実として、本法案が濫用されることも危惧されます。これにより、宗教団体及び個人の自由な宗教活動が監視、制限され、そのために自由闊達な宗教活動が阻害される可能性がありますことを、深く憂慮する次第です。

新宗連加盟の少ない教団が、戦前から戦中にかけて、「治安維持法」によって「信教の自由」を侵害され、宗教活動が弾圧されてきた歴史と経験を有しております。本法案は「治安維持法」と異なり、犯罪行為の抑制を目的とされております。しかしながら、「組織的犯罪集団」と見做されることで、監視が強化され、宗教団体及び個人の「信教の自由」が侵害される可能性があり、その結果、「治安維持法」と同様に、捜査機関及び政府に濫用される可能性があることは否定できません。

民主主義国家である日本において、基本的人権の基である「信教の自由」が侵害される、という歴史が繰り返されることがなきよう、本法案の慎重な取り扱いを強くお願い申し上げます。

平成 29 年 6 月 5 日

新日本宗教団体連合会
信教の自由委員会委員長 本山 一博

新宗連（公益財団法人 新日本宗教団体連合会）は、新宗教教団の結束をもって世界平和の実現と人類福祉の増進に寄与することを目的に発足、戦後日本の精神世界復興をめざして、新しい宗教運動の推進を担ってきました。

その基本理念は、宗教協力の推進と信教の自由の堅持を柱に、＜平和と自由＞の世界を築くことにあります。そして、核兵器廃絶、開発、人権、環境など人類が直面している諸問題と取り組み、地道な活動を展開しています。

[信教の自由を守ろう][宗教協力を進めよう][世界の平和に貢献しよう]を諸活動の指標としています。

2017 年 4 月 24 日
日本ペンクラブ会長 浅田次郎

日本ペンクラブ声明 「共謀罪に反対する」

共謀罪によってあなたの生活は監視され、
共謀罪によってあなたがテロリストに仕立てられる。
私たちは共謀罪の新設に反対します。

私たち日本ペンクラブは、いま国会で審議が進む「共謀罪（「テロ等組織犯罪準備罪）」の新設に強く反対する。過去の法案に対しても、全く不要であるばかりか、社会の基盤を壊すものとして私たちは反対してきたが、法案の本質が全く変わらない以上、その姿勢に微塵の違いもない。

過去に 3 度国会に上程され、いずれも廃案となった法案同様、いま準備されている共謀罪は、事前に相談すると見なされただけでも処罰するとしている。これは、人の心の中に手を突っ込み、憲法で絶対的に保障されている「内心の自由（思想信条の自由）」を侵害するものに他ならない。結果として、表現の自由、集会・結社の自由など自分の意思を表明

する、あるいは表明しない自由が根本から奪われてしまう。

しかも、現行法で、十分なテロ対策が可能であるにもかかわらず、共謀罪を新設しなければ東京オリンピックを開催できないというのは、オリンピックを人質にとった詭弁であり、オリンピックの政治的利用である。

このような法案を強引に成立させようとする政府の姿勢を許すわけにはいかない。

法案の成立を断固阻止すべきである。

日本ペンクラブとは

●P.E.N.憲章

日本ペンクラブとその会員は「国際ペン憲章」に基づき、行動します。

●基本理念

国際 P.E.N.は、文学・文化に関わる表現とその普及にたずさわる人々が集まる唯一の国際組織です。創立は 1921 年にさかのぼります。

日本ペンクラブはその日本センターとして、「国際 P.E.N.憲章」に基づき、「文学の普遍的価値の共有」「平和への希求と憎しみの除去」「思想・信条の自由、言論・表現の自由の擁護」を基本理念として活動してきました。

国際 P.E.N.も日本ペンクラブも設立の背景には、戦争に対する危機感がありました。戦争に至る社会と世界は、いつ、どこにおいても味方と敵を作りだし、生命と人権を軽んじ、言論・表現の自由を抑圧する——そのことを身に沁みて知った文学者たちが、国境と言語、民族と宗教の壁を越えて集まったのが始まりです。

私たちは文学と文化的表現に立脚しながら、あらゆる戦争に反対します。いかなる国の核兵器と核実験も容認しません。そして、生命と人権、言論・表現の自由を守るための活動をつづけています。

声明文

国際ペン会長声明「共謀罪は日本の表現の自由とプライバシーの権利を侵害する」

国際ペンは、いわゆる「共謀罪」という法律を制定しようという日本政府の意図を厳しい目で注視している。同法が成立すれば、日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かすものとなるであろう。私たちは、日本国民の基本的な自由を深く侵害することとなる立法に反対するよう、国会に対し強く求める。

2017年6月5日

国際ペン会長 ジェニファー・クレメント